

肩

昭和三十年一月三日

吳地方復員部長

原生君引揚援護の長

日淨島丸遭難朝鮮出身者と海中鳥等

遺骨受納(中身)

(五三拾)

一月九日有後事(中身)は、
種記の遺骨は、年齢、性別、
員名等第、年齢等、
係屬等、部所、巡視船、
から、(中身)

輸送せられ本日移す

その運送の概要及び、
(中身)遺骨奉迎の情況次
の如き

一、車輛運送

南部朝鮮出資並由海軍局對其最終之運送
有若干年鶴壁及新鄉之安寧中，即係此九連（舊者）。

朝鮮人道員生後移居至豐州也（子サア）ではあるが、
日職（事務官）鶴壁及復於海陸輸送（通航）が

古く本格的侵入態勢を構成して是校財所、更有事家
長等方爲此一部（支那事務官）（而）協力も爲請レ、之れが也
（海陸の便興、實利半價）

情狀亦如之（一方本部安寧）是（）極端（）完廢（）（）也（）年鶴
壁後（）道（）第一次（）定（）月十（）（）待（）（）之（）。

十月二十日 約一週間の延期をうながすが、次回は十一月三十日。

本件の着手の道半歩であった。

其間十二月四日より至多朝鮮人等の供述の出入りは尤も無事

期終了するに至り、是より後、本件は其の情報提供者である
打金の立向事務所が、本道本署とも接觸の上、本部、幹部、幹部
特約

は、本件の済まることなく本校に取扱ひを失つた。

二、其間支那朝鮮人為本上の關係

一月十九日未記

支那朝鮮統一成立發佈為本上關係

香親王 善 慎 文

申入小率測

(支那朝鮮 關係)

- 一、伊豆九道等を奉迎(させらるる事)、
一、豊前西の北に近たる又合はる事
一、久留里島東に近がせぬ事の如き
一、十日入港の定期船の通航事
一、四十日連続の定期船情況
一、無渡通航の如きのものと之の如く
一、甚だ多く

2. 一月十七日 丙寅

支口轉用新舊年號申報

冷漢長人金立開

此人金立

一月十八日 丙寅

此人金立

一月十九日 丙寅

此人金立

3. 一月十九日 丙寅

支口轉用新舊年號申報

楊三

此人金立

4. 一月十九日 東部

威士忌傳酒會事務處

酒會

酒會

酒會

11

景福部 李 廉

木五名

申入事項

「遺失之車輛及車輛持主者之名

「成志の方」即「方士成」之名
途中、被盜失之車輛及車輛持主者

書板車 11 種付之

二本 檢証

6 一月二十日 東部

送信 14 件

景福部

木二名

5 一月二十日 東部 諸毛村 遠

「成志」十六年十一月二十日

終

從朱國傳 14 件

「成志」十六年十一月二十日

終

「成志」十六年十一月二十日
「成志」十六年十一月二十日

呉市に移る軍入事問(無)

一市日治洋方事務所と軍入を
勤められた

遣事の連絡は政府各局が主で
了り日本機関もこれに従う

一市内に周知せられ事務所と接する
へりである

移達されたるの運送は
行政大より「指揮する事のござり
考えられる

一軍船から陸路來る同紀の軍用車

見付けられたり

一二本を多めに陸路輸送せらるたり

輸送する事は日本軍の事だ
と思ふ

一奉公請を仰げられた

其事は傳ず

1月三十日 東京

協賛國會事務局長室

木村相熙
宇佐重

「支那銀行本部」

「支那銀行本部」

「支那銀行本部」

「支那銀行本部」

「支那銀行本部」

吉野井義藏

吉野井義藏

柳田國男

吉野井義藏

木澤信之助

吳地方復員殘務處理部

22

17

支那紳士は其の年の方は輦上うて底づかぬところが多
約束の道に良き精神によるか對外難事も莫々韓國は想ひ
了却せり

朝鮮と支那より其の年は体力な缺點を知れりが事に
後使であつたが其の年とは相違なくとこうあります、

支那とも支那の歎う歎くに對とは理解し何せも利害な人見
けあり、支那重安堂は本丸より其の差別をもとめ
桂

此の明正と安重しあり情事は極と爲せしと稱也と申す。
ちあく度未だ未回還送りあつては人面以上の事は本丸より
奉求する事無からず。

三、遣官奉迎者的情況

人輸送船の船員は本官より随身侍衛所原兵和並護衛し

二〇八〇年五月三十日正午。八三〇分別紙

日本軍部

遣官奉迎官員を御用にまつて陸上車輦にて

日本軍部

之の出迎者等の通

度外事務司

支那事務司理

支那事務司理並都督長

前此總參事官名(兩中國官員十名)

日本軍部

軍械科

2.奉迎官員官員(「奉行」の官員、朝鮮人等)

支那事務司理並都督長

海記

禮部司書

八、行司

1、今回の行事を通じて徳宗の立場は道府の早期
還送である。因みに回復して官刑才を割付
する。

2、また今回中止があるが、其の内訳は、
本道中、道府も含め、官事九道昇右衛門、下り度
道府

うちには、主務幹人とも本道府に在り、
又て通じたりる様子の事で、本路ではあること、極めて多く。
因てこれも相手もさることなく、即ち代書を用意して文書
する事である。

3. 19行本が予想外の道を経て上田地方に進み
伊自軒の元祖の道を協力賜と算へたと進む

奉手に走り方詔勅の御禁固出させたこと因下

故、京都市役解説に於て北緯の御禁固出

名古屋御禁固出の事は未だ未詳の事

（付）

接觸者有

（付）

吳復才四号

旧浮島丸遭難朝鮮出身もと海軍軍属等遺骨の奉迎実施要領を次のように定める。

昭和三十年一月八日

吳地方復員部長

旧浮島丸遭難朝鮮出身もと海軍軍属等遺骨
奉迎実施要領

（要旨）

才一 旧浮島丸は朝鮮出身もと海軍軍属等を本国へ輸送の途次舞鶴に入泊の際、昭和二十年八月二十四日触雷沈没、五二四名遭難、昭和二十五年三月より昭和二十九年十一月に至る同船引揚作業に伴い揚収の遭難者遺骨五二四柱は、今回舞鶴地方復員部から当部に移送されることになり、これを受納して当部御靈安置室に安置する。

（輸送）

才二 才八管区海上保安本部所属巡視船「つがる」により海上輸送、舞鶴地方復員部職員三名護送、本月二十一日〇八〇〇吳入港、元吳海軍軍需部岸壁に横付けする。

（遺骨退船、護送）

才三 遺骨は舞鶴地方復員部護送官及び当部職員奉持し、靈柩車に移す。

（吳復への護送序列）

先導車

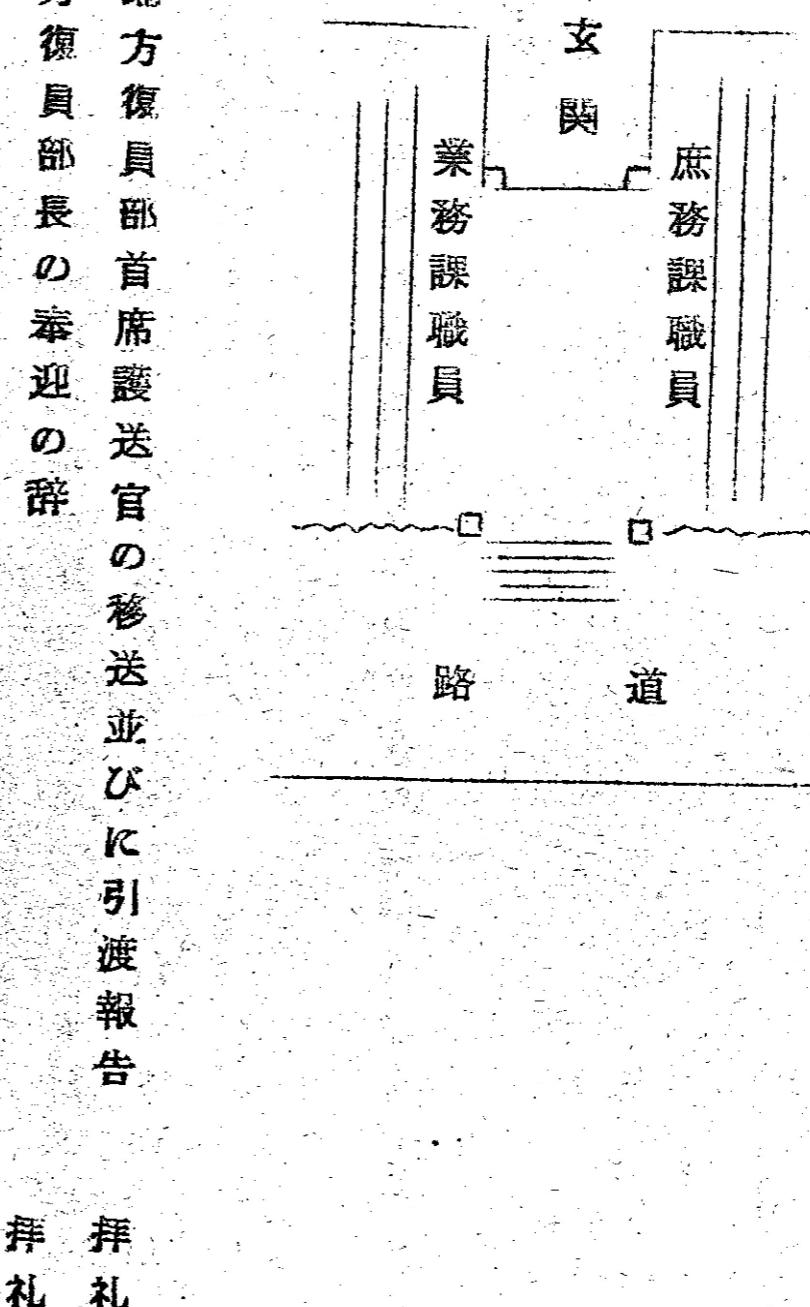
靈柩車

護送車

(遺骨奉迎式)

第4 呉地方復員部玄関にて遺骨を奉迎し御靈安置室に安置する。

(奉迎位置)



(式次序)

1. 舞鶴地方復員部首席護送官の移送並びに引渡報告 拝礼
2. 呉地方復員部長の奉迎の辞
3. 護送官拝礼

拜礼

4. 呉地方復員部職員代表拝礼

(作業分担)

第5 作業分担を次のようく定める。

1. 第3に指定の当部職員は業務課男子職員とし、当日〇八〇〇迄に輸送船横付場所に参集のこと。
2. 職員の一部は当日〇八一五當部前に差遣の吳市靈柩車に便乗して輸送船「つがる」横付場所に至る。
3. 当部職員総員逐次靈柩車から各々捧持して御靈安置室に移す。

朝鮮出身之海軍軍人軍属死没者御靈還送等について

昭和三十一年一月一日 吳地方復員部

一 太平洋戦争におけるとて海軍軍人軍属死没者総数

軍人 三〇七名 軍属 一二九三名 計 一三三三〇名

二 御靈傳達までは還送の情況

1. 終戦前

鎮海警備府において在鮮の御遺族には現地で日本在住の御遺族にはその地を管轄する鎮守府において日本軍人軍属の死没者に対する同様の要領によつて海軍合同葬儀執行後御遺族に傳達し戰友が捧持して御里へ護送しにその数 三二一五柱

乙 終戦後

(一) 昭和三十一年十一月十日海軍省人事局長から鎮海警備府在籍の軍人軍属は吳鎮守府在籍と指定され死没軍人軍属の御遺骨は吳海軍人事部へ移送するよう指示があつた
(二) 昭和三十一年一月三十日第二復員局から御遺骨を本國へ還送処理について指示があつた

還送するもの 一 戰没者名簿

二 戰没公報

三 戸籍沫消報告

四 遺留品名簿

五 遺留金額表

六 英靈(遺骨) 遺骨の匁どのは位牌

(三) 昭和三十二年八月三十日連合軍から次の指令があつた
要旨 一 現在遺骨は送還することは出来ない

但し将来の為準備し保管しておいて貰いたい

三 名簿は日本語のみで可

四 昭和二十四年二月朝鮮出身海軍軍人軍屬全部の復員関係事項最終処理は吳復員部が担当となる

次頁不開示